

情 個 審 答 申 第 1 8 号

令和7年（2025年）11月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）7月22日付け、廃計発第164号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和2年（2020年）2月1日から令和4年（2022年）10月14日までの期間に環境政策課が受け取った市民からの電子メール中、「フラグの内容」「フラグ」と同様の記載がある電子メールの文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）10月14日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、令和2年（2020年）2月1日から令和4年（2022年）10月14日までの期間に環境政策課が受け取った市民からの電子メール中、「フラグの内容」「フラグ」と同様の記載がある電子メールの開示請求をした。
- 2 令和4年（2022年）11月2日、実施機関は文書等開示請求拒否決定（不存在）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）2月3日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 開示請求時に令和2年（2020年）8月12日までのメールは除くとしているが、それ以降の審査請求人とのやり取りメールにフラグ記載があるもの（同年9月17日付けのデータ便からの電子メール（以下「9月17日付けメール」という。）が存在するにも関わらず、開示されなかったことから調査が正しく行われているとは思えないため、不存在の取消しを求める。
 - (2) フラグ機能は担当者の判断による利用であり、消去されれば履歴も残らないということであるなら、せめて残るデータは精査した上での決定でなければ、職の信用を傷つけるとの判断から、不存在の取消しを求めるものである。
 - (3) 9月17日付けメールは、同年12月1日の開示決定で開示された文書であり、環境政策課は9月17日付けメールを発信元に関わらず請求人との電子メールのやり取りと判断していた。敢えて対象文書から除く理由も必要もない。同日の判断と違う状態になっている。
 - (4) 請求に対し、「当該メールは『市民から受け取ったメール』ではないと判断し、本

件開示請求の対象から除いた」ことを「適切なメールアドレスの精査」とすること自体、棄却を求める理由になっていない。

2 実施機関の主張

- (1) 審査請求人は「開示請求時に2020年8月12日までのメールを除くとしている」と主張しているが、開示請求時は、「請求者からの」メールを除くとしていた。
- (2) 審査請求人は「それ以降の審査請求人とのやり取りメールに、フラグ記載のあるものが存在するにも関わらず」と主張しているが、そもそも、審査請求人が開示請求の対象としていた文書は、環境政策課が、市民から「受け取った」メールであり、環境政策課が審査請求人に対し送付したメールをも含む「やり取りメール」ではない。
- (3) フラグの情報を消去（クリア）した場合、フラグ及びフラグの内容は消去され、フラグの使用履歴や削除履歴については確認することができない。
- (4) 本件開示請求に基づき、当該期間において環境政策課が市民から受け取った電子メールについて、フラグの設定状況を確認したところ、「フラグの内容」「フラグ」と同様の記載があるものが存在しなかったため本件処分を行ったものである。なお、フラグの情報を消去（クリア）した場合、フラグの使用履歴や削除履歴については確認することができないことから、確認した電子メールに対して、確認時点でフラグ設定がされていないことは、過去にフラグを使用していなかったこととは同義ではない。
- (5) 審査請求人は、「審査請求人が『存在する』としているメール」として、反論書にて令和2年（2020年）12月1日に開示した9月17日付けメールを提出しているが、9月17日付けメールに記載された内容のうち、差出人の欄には「データ便」と称した特定の法人の電子メールアドレスが記載されていた。9月17日付けメールは、データ配達会社が、受信者に対して、電子データファイルの預かりがあることをお知らせするメールであり、受信者はデータを受け取るために指定されたURLにアクセスし、ダウンロードする必要がある。9月17日付けメール中の「…様より以下のサイトへ環境政策課様あてにデータが送付されております。」との記載は、このことを示したものである。

したがって、環境政策課は本件処分に際し、9月17日付けメールは「市民から受け取ったメール」ではないと判断し、本件開示請求の対象文書から除いた。

- (6) 本件処分は適切に電子メールアドレスの精査を行った上で不存在としているものであるため、本件審査請求は棄却されるべきである。
- (7) 令和2年（2020年）12月1日付けで環境政策課が開示決定したときの対象と、本件開示請求の対象は、そもそも請求内容が異なっているため、両開示請求の間で開示・不開示の判断基準及び開示対象となる文書に違いがあっても特に違和感はない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、令和2年（2020年）2月1日から令和4年（2022年）10月14日までの期間に環境政策課が受け取った市民からの電子メール中、「フラグの内容」「フラグ」と同様の記載がある電子メールである。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審理関係人は9月17日付けメールが開示対象になるかどうかについて争っていることから、まずこの点について判断する。

審査請求人は、文書等開示請求書において請求文書として「環境政策課が受け取った市民からのメール」と記載している。9月17日付けメールは、受信者に対して、電子データファイルの預かりがあることをお知らせするデータ配達会社からの電子メールであるから、市民から受け取った電子メールとはいえない。

よって、「市民からのメール」に当たるとはいえない。

なお、審査請求人は本件処分と令和2年（2020年）12月1日付けの開示決定の判断が異なっていると主張するが、そもそも両者は請求内容が異なるものである。

(2) また、9月17日付けメールの他に請求の対象となる電子メールが存在しないとする実施機関の主張に不合理な点も認められない。

(3) 以上より、実施機関の判断に不合理な点はなく、対象となる文書等が存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年（2024 年） 7 月 22 日	熊本市長から諮問（令和 6 年（2024 年）7 月 22 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 7 年（2025 年） 10 月 17 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 11 月 7 日	答申案の審議を行った。